

＜平成23年秋季＞

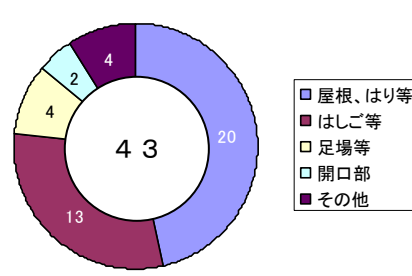
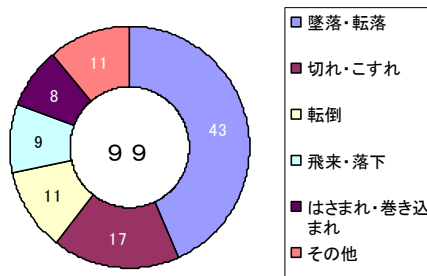
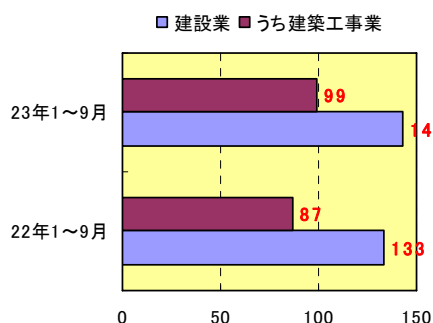
建設業(特に低層住宅関係)の皆様へ

～建設業の労働災害が5年ぶりに増加しています！！～

1. 今年の災害発生状況と今後の対策について

本年4月以降、秋田県内の建設業における労働災害(休業4日以上)が、平成18年以来5年ぶりに増加に転じており、特に、**低層住宅建築工事を中心に建築工事業での増加が顕著**となっています。建築工事業の1～9月の速報値(下図参照)で、事故の型別では「**墜落・転落**」が**43件(43%)**と、2位の「**切れ・こすれ**」の17件(17%)を大きく引き離してトップとなっており、中でも「**屋根・はり等**」と「**はしご等**」からの墜落・転落が**33件と大半**を占めております。

＜図1. 災害発生件数の推移＞ ＜図2. 建築工事業の事故の型別件数＞ ＜図3. 墜落・転落の起因物別件数＞

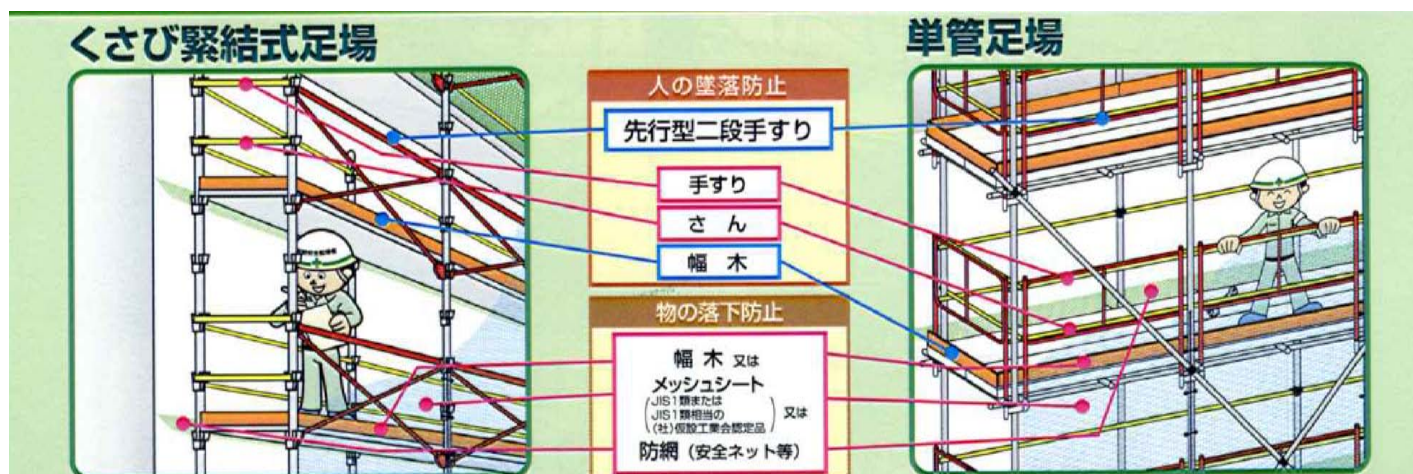


【Point① 墜落・転落災害を防ごう!】

墜落・転落災害を防止するためには、足場や建物端部・開口部における手すり等の設置及び安全帯の有効使用、移動はしご及び脚立の適正使用等の徹底が重要です。

(1) 足場等

足場については、平成21年6月施行の「**改正労働安全衛生規則**」に適合したものとするのはもちろんのこと、同年4月の通達「**より安全な措置**」に基づく「**手すり先行工法等**」にも積極的に対応すること。また、建物端部・開口部には、事前に手すりや覆い、安全ネット等を設置すること。



秋田労働局・労働基準監督署

(2) 保護帽及び安全帯

建築現場では、常に保護帽と安全帯を着用し、墜落・転落のおそれのある場所では必ず安全帯を使用すること。また、安全帯を有効に使用するため、事前に親づな等を設置すること。

(3) 移動はしご

移動はしごについては、幅30cm以上で丈夫な構造（材料に著しい損傷、腐食等がないこと）のものを使用し、事前に、すべり止め装置の取付けその他転位を防止するために必要な措置（はしごの上方を建物等に取り付けること、他の労働者がはしごの下方を支える等）を講ずること。

(4) 脚立等

脚立については、丈夫な構造（材料に著しい損傷、腐食等がないこと）で、脚と水平面との角度を75度以下とし、かつ、脚と水平面との角度を確実に保つための金具等を備え、さらに、踏み面が必要な面積を有するもの（パイプ仕様の脚立の単独使用は不可）を使用すること。また、脚立及びうま足場については、必ず水平面で使用し、最上段は使用しないこと。

(5) 履物

履物については、作業場所に応じて滑りにくいものとする。

【Point② 冬季労働災害防止キャンペーンに協力を！】

昨年度に引き続き、以下により冬季労働災害防止キャンペーンを実施します。皆様のご協力をお願いします。

◎ 期間；12月から2月まで

◎ 目標；転倒災害の大幅減少並びに交通労働災害及びCO中毒の撲滅

本年1月に秋田テルサで400人以上の方が参加して転倒災害防止をメインテーマとしたセミナーを開催したところ、県全体としては豪雪の影響から転倒災害を中心に労働災害が増加した中、秋田地区だけは転倒災害を含め労働災害全体が大幅に減少しました。大勢の方が「転倒」という身近な問題について真剣に考えた結果が転倒災害防止のみならず、自他の不安全行動の抑止にもつながったものと考えられます。今回は、『ねぐすべ 転倒災害！！』をキャッチフレーズに展開することとしております。

2. 安全プロジェクトメンバー等の募集について

「あんぜんプロジェクト」とは、働く人の安全に取り組む企業を応援し、労働災害のない元気な日本を目指すプロジェクトで、現在、厚生労働省ではプロジェクトメンバーを募集しています。サイトからの参加登録が可能ですので、ぜひ、アクセスしてください。また、厚生労働省では、このような新しい施策について、メールマガジンを無料配信しておりますので、こちらへの登録も是非ご検討ください。

秋田労働局のホームページ上に『あんぜんプロジェクト』と『厚労省人事労務マガジン』のバナーがあります。そちらから登録できます。

リスクアセスメントを継続しましょう！